

宇多津町監査委員公表第 1 号

令和7年2月28日付で提出された住民監査請求について、監査結果を別紙の通り公表する。

令和7年4月11日

宇多津町監査委員 中 村 洋二郎

同 西 本 祐 子

## 監査決定書

### 第1 監査の請求

#### 1. 請求人

- (1) 住所 宇多津町
- (2) 氏名 略

#### 2. 請求年月日

令和7年2月28日

#### 3. 請求の要旨

(以下、令和7年2月28日付で提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。)

宇多津町 町道鍋谷7号線の道路建設工事については

- ・平成14年3月15日 路線認定(道路法第8条)
- ・平成14年3月15日 告示(道路法第18条)
- ・平成18年度 着工
- ・平成23年4月2日 香川県公安委員会と協議 一方通行とすることで許可
- ・平成23年10月12日 香川県との協議 県道飯野・宇多津線と接続
- ・平成24年度 舗装工事200mを残しほぼ工事を完成、事業費96百万円(用地費14百万円及び工事費82百万円)
- ・平成25年度から工事中止

この課題解決に対し、宇多津町長はこの間12年余にもわたり、その具体的対処が見られない。

別添、議会だよりの一般質問で、町長は計画道路は危険極まりない道路でとして町道鍋谷7号線の完成を断念事後の策を別途考えたいと答弁している。

このことは地方自治法第242条第1項の「不当な公金の支出」であるとともに財産の管理を「怠る事実」に該当する。これを是正することを求める。

事実を証する書面として、以下の資料が添付されている。

- (1) 宇多津町行政文書公開(一部請求拒否)決定通知書
- (2) 宇多津町議会だよりのNo.49、No.56、No.60の写(抜粋)
- (3) 地図(道路部分に着色)

#### 4. 請求書の要件審査及び確認、補正

本件請求に対し、要件審査を実施したところ、監査請求の要件を満たしておらず、令和7年3月17日付文書において、請求人に対し、期限を令和7年3月28日とし、確認書兼補正書の提出を依頼した。依頼の内容は次のとおりである。

##### (1) 不当な公金の支出について

本件請求書における不当な公金の支出について、支出に係る記載は、「平成24年度 舗装工事200mを残しほぼ工事を完成、事業費96百万円（用地費14百万円及び工事費82百万円）」の部分であり、本件請求がこの記載を指しているか、又は他の支出があるのかが不明であり、公金の支出の特定を求めた。

また、事業費の96百万円を本件請求の対象と考えた場合、当該支出は、平成24年度までに完了しているため、支出から1年以上経過したものであり、監査請求の対象とすることはできない。また、正当な理由がある場合、1年を経過しても監査請求をすることができるが、添付されている「宇多津町行政文書公開（一部請求拒否）決定通知書」では正当な理由があると認められないため、正当な理由の記載を求めた。

##### (2) 財産の管理を怠る事実の内容について

本件請求書に記載されている「財産の管理を怠る事実」について、怠る事実に係る記載は、「12年余にわたり、その具体的対処が見られない。」の部分が該当するように思われる。しかしながら、この「具体的対処」がどのような事実を指しているかの記述がなく、何を監査対象としているかが不明であったため、具体的対処がどのような事実を指しているか確認を求めた。

##### (3) 違法又は不当とする理由について

本件請求書には、公金の支出及び怠る事実がどのような理由によって違法又は不当であるのかが記載されていないため、違法又は不当である具体的理由の記載を求めた。

##### (4) 必要な措置について

本件請求書には、「これを是正することを求める。」と記載をされているが、この是正が具体的にどのような措置を求めているのかが不明であったため、求める措置の記載を求めた。

この補正に対し、請求人から、令和7年3月26日付で、確認書兼補正書が提出された。上記(1)から(4)について、すべて同じ回答が記載されており、その内容は次のとおりである。

監査請求の要旨に記載のとおりです。詳細については地方自治法第242条第7項に基づき別途陳述いたします。監査請求は「請求の要旨」を書く事となっています。

## 第2 監査委員の判断

### 1. 主 文

本件請求を却下する。

### 2. 理 由

#### (1) 監査請求の対象となる行為の特定について

住民監査請求においては、財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要している。(最高裁平成2年6月5日判決)

これを本件請求についてみると、公金の支出については、平成24年度までに支出している事業費96百万円の記載があるにとどまり、個別的、具体的な公金の支出を摘示しているとは言えない。

また、事業費96百万円のすべてを監査対象ととらえた場合についても検討する。

本件請求書を確認する限り、事業費96百万円は平成24年度までに支出があったものと記載されている。地方自治法第242条第2項では、「監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されており、この支出は、支出があった日から1年以上が経過しているものであるため、住民監査請求の対象とすることはできない。また、正当な理由があるときとは、当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときと解される時から相当な期間内に監査請求をした場合に、正当な理由がある(最高裁平成14年9月12日判決)と解されており、本件支出は、情報公開請求等の手続により請求人が容易に内容を知ることができるものであり、正当な理由があるとはいえない。加えて、この支出は、請求人が事実証明書として添付している宇多津町議会だよりにも明記されており、この誌面は住民に配布されていることから、支出の存在を知ることが容易であったものである。

次に、財産の管理を怠る事実については、12年余にわたり、その具体的対処が見られないと記載されているだけであり、その怠る事実を個別的、具体的に摘示しているとは言えない。

また、本件請求書記載の町道鍋谷7号線の完成を断念事後の策を考えること、又は町道鍋谷7号線を完成させていないことを怠る事実と解釈する余地も残されている。一方、住民監査請求における財産の管理を怠る事実は、当該財産の財産的価値に着目して、その価値を維持保全する財務的管理に関する作為義務があるにも関わらず、不作為を継続している状態をいうものと解されている。前述した解釈は、いずれも財産的価値に着目した管理ではなく、行政上の管理の問題であって、監査請求の対象となるものではない。

#### (2) 違法又は不当とする理由について

住民監査請求は、違法又は不当な行為に限られるため、請求人はその具体的な理

由を摘示しなければならない。本件請求書についてみると、公金の支出及び怠る事実がどのような理由によって違法又は不当であるのかが記載されておらず、請求対象行為の違法性、不当性が不明である。

以上が、住民監査請求の要件を欠いている点である。

また、請求人は、確認書兼補正書において、詳細を地方自治法第 242 条第 7 項の規定による陳述の機会に述べると主張している。

本規定は、監査を行うに当たり与えられる機会である。なお、監査は、適法な監査請求があった場合に行うものであり、本件においては、現時点で監査を行っていない以上、陳述の機会を与えるものではない。

したがって、本件請求は地方自治法第 242 条に定める所定の要件を欠く不適法なものであると判断し、監査委員の合議により、主文のとおり却下を決定する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

宇多津町監査委員 中 村 洋二郎

同 西 本 祐 子